

保育所利用説明動画 テキスト情報

令和6年4月入所向けの保育所利用についての説明を始めます。

はじめに、令和6年4月の申請にあたっては、申請書類や利用調整基準などが変更になる可能性がありますので、必ず令和6年度の利用案内を御確認ください。

6年度の利用案内は、10月2日頃から区役所で配布予定です。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。

保育所では、4月1日時点での年齢によりクラス分けがされます。保育所によって、受入年齢が異なりますので、希望園を探す際は、利用案内の保育所一覧などで受入年齢を確認してください。園によっては、0歳児クラスがない園もあります。0歳児クラスでは、受入月齢も異なります。受入月齢が「5か月～」の場合、入園希望月の1日までに満5か月に達していないと申請できませんので御注意ください。

保育・教育施設の種類です。保育施設には設置基準により大きく分けて認可と認可外があります。認可保育所等は区役所への申請となりますが、それ以外は各施設への申込みとなります。今回の説明動画では、主に「認可保育所等」の説明を行います。

認可保育所等の種類について、上から2番目の認定こども園は、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持ち、各園に特色があります。保育料とは別に制服代などがかかる場合があるので、各園に御確認ください。

3番目から5番目の「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」は、2歳児クラスまでを対象としていますが、2歳児クラスの6月までに入所していると、他の認可保育所等への優先利用の御案内をしています。

認可保育所等を利用するためには、保護者全員が「月64時間以上の就労」や「妊娠・出産」「求職活動」などに該当し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。申請後、認定通知書が送付されますが、入所を保証するものではありませんので御注意ください。「求職活動」で入所した場合、入所後2か月以内に、月64時間以上の仕事に就いていただく必要があります。

申請から入所決定までの流れです。例年、10月中旬から11月上旬が一次申請の受付期間となり、翌年の1月末までに結果を通知します。内定辞退などにより定員に空きのある園では、二次利用調整が行われますので、保留となった方は、希望園の追加を行うことができます。スケジュールの詳細については、利用案内を御確認ください。

4月の一次申請についてです。まず、利用案内で締切日と提出書類を確認してください。利用案内と提出書類は、例年ですと、9月下旬頃に市のホームページに掲載、10月2日頃から区役所で配布します。お勤めの方は、早めに就労証明書の記載を会社に依頼してください。一次申請は窓口がたいへん混雑します。郵送申請でも提出書類に不備があった場合、御連絡しますので、郵送申請に御協力ください。

申請先はお住まいの区役所となります。宮前区以外の認可保育所等を申請する場合も同様です。一次申請は、例年ですと10月中旬から11月上旬までが受付期間となります。郵送の締切は10月下旬頃の予定ですが、利用案内で締切日の確認をお願いします。郵送の場合、申請書類のほかに94円切手を貼付の上、返送先の住所・氏名を記載した封筒と、本人確認用の運転免許証等のコピーを同封し、宮前区役所児童家庭課宛に郵送してください。

書類に不備があると、受理できないので、早めに申請してください。

申請書類は、市のホームページからダウンロードしていただくか、区役所の児童家庭課で配布しています。1番から4番までの書類は、全員提出が必要になりますが、4番の保育を必要とする事由を証明する書類は、保護者全員分の書類が必要であるとともに、保護者によって提出書類が異なりますので、利用案内で確認してください。世帯状況に応じて提出していただく書類もございます。こちらも利用案内で必ず確認をお願いします。また、提出の際には、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類の提示が必要です。

会社に記入してもらった就労証明書ですが、記入漏れや間違いの多い4点をお伝えします。

1番の証明日は、一次申請の場合、9月1日以降のものを御用意ください。

2番の就労開始日、3番の就労時間は、記入漏れが多いので、御注意ください。

就労時間を記入できない場合は、直近のシフト表で就労時間を判定しますので、シフト表を就労時間が分かるようにして提出してください。

4番の3か月分の就労実績については、何らかの事情で、直近の就労日数が減少している場合は、日数を満たす時点から3か月分の実績を記入し、備考欄にその理由を記入してください。産休、育休中の方は、休業に入る前の3か月分の実績を記入してください。就労間もない方や就労内定の方は、見込みで構いませんので3か月分を記入してください。選考に影響しますので記入漏れや間違いがないよう確認をお願いします。

育休中の方は、認可保育所等に入所する月の末日までに復職する必要があります。他のきょうだいの育休中の場合でも、復職が必要です。復職していない場合、内定の取り消しとなりますので、御注意ください。また、育休延長を検討している方で、当面

復職の意思がなく、保留通知書を希望する場合は、申請前に宮前区役所児童家庭課まで、御相談ください。

利用申請は年度ごとに申請が必要ですが、令和5年12月～令和6年3月の入所申請と令和6年4月入所申請は、同時申請が可能です。認定申請書と利用申込書兼児童台帳は2年度分必要ですが、同時申請に限っては、就労証明書などの書類を原本とコピーで提出することができます。

今年度の認可保育所等の申請をしておらず、12月～3月までの間に育休延長をして、4月から保育所を利用希望の方は、1次申請の時に同時申請をしてください。

利用調整、いわゆる選考の仕組みについてです。定員を超えた場合、利用調整を実施します。各世帯の保育の必要性の度合いを点数化し、点数の高い方から内定が出ます。点数化する項目は、市の基準で決められており、それ以外の要素を加味することはありません。

利用調整基準は、変更になる場合がありますので、利用案内で確認してください。

点数は、3つの階層があります。はじめにランクです。利用案内の利用調整基準 別表1に基づき、就労などの度合いを世帯ごとにA～Hのランクを付け、ランクの高い方から内定となります。同じランクで競合した場合、別表2の「調整指数表」により、指数の高い方から内定となります。ランク・指数ともに同じの場合、別表3「調整項目表」により、項目点の高い方から内定となります。全て同じ点数になる場合、1つ目が「養育している子どもが3人以上の世帯」、2つ目が「所得状況のより低い世帯」の順に内定となります。

利用調整は、保育所ごとに希望順位に関係なく行うため、第1希望の方が優先されることはありません。複数の保育所で入所が可能な場合、最上位の希望園で内定ができません。

内定を辞退した場合、申請自体が取り下げとなります。育休延長のため、保留通知書が必要な方や、その他の認可保育所等を利用したい方は、再度申請が必要となります。改めての申請は、翌月以降の入所申請から可能となります。

保留となった場合、初回のみ保留通知書が送付されます。翌月以降分の保留通知書が必要な方は、区役所で代わりの証明書を発行します。

年度内は継続して選考の対象となりますが、次年度4月以降は、改めて申請が必要となります。希望園の変更など申請内容の変更は随時、受け付けています。

保育所の選び方のポイントです。はじめに保育所によって、受入年齢や月齢、保育時間が異なりますので、利用可能な園が確認をしてください。園の保育方針など、御自

身の希望と合うか確認をしてください。見学については、各園にお問い合わせください。保育所までの経路や距離は、ほとんどの園に駐車場がなく、車での送迎が難しいので、毎日の送迎を行えるかどうか、十分に御検討ください。宮前区のホームページで、駐車場の有無などを紹介した、情報提供シートをご覧くださいので、参考にしてください。

第1希望に書いた園に入りやすくなるということはありません。一度入所した後に、他の園への転園は難しい状況となっていますので、卒園まで問題なく通える園を、希望する順に記入してください。

宮前区の申請状況ですが、田園都市線の沿線では、宮崎台駅周辺の申請が多く、希望園に宮前平や梶が谷駅周辺を含めたり、認可外を利用する方も多いです。園の少ない地域では、他の区や最寄り駅周辺の園を希望する方もいます。二次利用調整から追加すると、通いやすい園が空いていないこともありますので、御注意ください。青葉区・都筑区の園を希望する方もいますが、市外への申請は、基本的には、その自治体の市民が優先されます。市外の認可保育所等を希望する場合は、その自治体に申請書類と締切日を確認し、締切の10日前までに、お住まいの区役所に提出してください。

保育料は、利用する保育所の種類や、クラス年齢、世帯の市民税所得割相当額の合計に基づき算定されます。毎年9月に保育料の見直しが行われ、4月～8月は前年度、9月～翌年の3月までは、当該年度の所得で計算されます。きょうだいが保育所などを同時に利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

3歳児クラスからは幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、給食費が発生します。詳細は、利用案内で御確認ください。

「川崎認定保育園」は、市が定めた一定の基準を満たすことで認定している施設です。

川崎認定では、必要な保育従事者のうち、保育士等の有資格者が1/2以上または2/3以上となります。保育スペースや従事者の配置人数の要件は認可と同じです。選考方法や保育料は、各園で設定されているため、世帯によっては、認可保育所等よりも入所しやすかったり、保育料が安くなる方もいます。要件を満たす世帯は、月額最大20,000円の補助制度及び無償化の対象となります。詳しくはホームページで御確認ください。

以上を持ちまして、令和6年4月入所向け保育所利用説明動画を終了します。ご視聴ありがとうございました。